

保育時間は、保護者の方の就労時間や始業・終業時間、希望等により総合的に判断し、認定しており、保育時間により保育料も一定の階層で差を設けています。
認定された保育時間を超えた場合は、延長保育料を負担していただくことになります。

延長保育料を負担していただく時間帯、料金は次のとおりです。

◆延長保育時間および延長保育料

区 分	金 額	
午前7時30分から午前8時まで (保育短時間認定のみ)	30分	100円
午後4時から午後6時まで (保育短時間認定のみ)	1時間毎	100円
午後6時から午後7時まで(白浜・保内のみ) (保育標準時間認定は6時30分から)	30分毎	100円
午後7時から午後9時まで(白浜のみ)	30分毎	200円

★延長保育の利用

1 仕事等の関係で定期的に延長保育を利用される方

- ・保育標準時間認定の方:仕事の終業時間が常時午後6時30分を超える場合。
- ・保育短時間認定の方:仕事の始業時間、終業時間が定期的に午前8時～午後4時の時間帯を超える場合。

→ 保育所に備付けの延長保育申込書(定期)に必要事項を記入し、提出してください。

2 急な仕事や用事等やむを得ない事情で、延長保育を利用する方

→ あらかじめ予定が分かるときは事前に、急な場合はお迎えの時に、保育所に備付けの延長保育申込書(随時)に必要事項を記入し、提出して下さい。

※注:急な仕事、用事等の場合でも、保育時間を超えるお迎えになることが分かった時点で、保育所に必ずご連絡下さい。

※延長保育は、原則、保護者の方の仕事ややむを得ない事情で利用するものです。

保育時間は保護者の方の就労時間等にあわせた認定です。認定された保育時間外の送迎は延長保育料の対象となりますので、延長保育料が発生しないよう時間に余裕を持ったお子さんの送迎をお願いします。

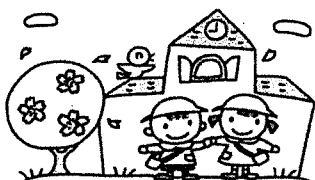
★延長保育料のお支払い

①月ごとに延長保育を利用した時間を集計します。

②翌月初めに保育所から各園児の集計表を提示しますので、内容を確認したら保護者確認欄に押印して下さい。

③翌月中旬ごろまでに、保育所を通じて納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関で延長保育料を納めて下さい。

④納入に関するトラブルを避けるためにも、領収書は必ず保管するようにして下さい。



《公立保育所に関する問い合わせ》

八幡浜市役所 子育て支援課

保育・幼稚園係

☎ (0894) 21-0402 (課直通)